

時事新報

明治十八年二月廿八日
（西曆一千八百八十五年）
第九百四號
日曜日休刊

公報

○本政官通號外
宮内卿伯爵伊藤博文不在中時、以宮内大輔伯爵吉井友實代理、被仰候條爲此旨相達候事

明治十八年二月廿七日 太政大臣公署三條實美

○陸軍省通號第十號
警備府縣（東京府）除（一）昨年第三十一號布告火藥取締規則ニ依リ於當省ハ砲兵第一方面及同第二方面ニ於テ火藥類携下候條携下希望之者ハ同方面ニ願出候條營業人ニ適方可取計此旨相達候事

但營業人住所姓名并營業免許證見本據メ其趣ヨリ本文方面ニ通知シ置キ營業人火藥類携下出願之節ハ必ズ營業免許證ヲ携帶セシムベシ

明治十八年二月廿七日 陸軍卿伯爵大山 熾

○工部省告示第二號
函館縣渡島國函館港燈船ノ燈明ハ從來不動白色ノ處、三月廿八日ノ夜ヨリ不動赤色ニ變更ス

告示候事

明治十八年二月廿七日 工部卿伯爵佐々木高行

○東京府布達第九號（伊豆七島小笠原島ヲ除ク）
明治十七年甲第十六號布達中郡區聯帶支辨ノ經費負擔割法第四條ヲ削除ス

右布達候事

明治十八年二月廿七日 東京府知事芳川順正

○明治十八年二月廿六日 故正七位勳六等 磯林 眞三
大藏少書記官正七位 得能 通昌
三浦 十郎
佐田 清次
中村 祐典
矢吹 亨
增岡 康五
本原 勝一
藤山 重良
七條 平六

○要求ノ程度ハ害厚ノ量ニ準ズ
今伊藤全權大使が北京ニ到リ清廷ノ全權大臣ト朝野
事變始末ヲ詳列スルニ當リ我レヨリ要求スル所ノ諸
點ハ一々ナルヤ我レノ未ト聞知セザル所ナリ然レ
モ亦其レハ一々ノ新聞紙ニ東京日々新聞ナドノ數ニ
ハ載ルベシ我レ政府ガ支那政府ニ對シテ要求スル所ハ
在リテ人々兵及ビ日本兵ヲ互ニ相引キムスル事變
支那兵ヲ朝鮮ヨリ引揚ケテレバトコレヲ朝野爲野
黨所屬之邦トシテ同チ決定スルニハアラザル事又去年
十二月六日ニ支那ノ將官ガ兵ヲ率ヒテ日本公使ノ守衛
スル大關ヲ攻メ、ハ害ヲ不降ナル事變ニ付、我レ此
等將官ヲ處置スベキ事ト云フニ在リテ要求ノ次第ハ全
體ニ於テ少シク支那政府ガコレヲ承諾スルニ若シ
カバ、我レハ、ノアフラスト云ヘリ此結果ヲ伊藤大使ガ

○要求ノ程度ハ害厚ノ量ニ準ズ
今伊藤全權大使が北京ニ到リ清廷ノ全權大臣ト朝野
事變始末ヲ詳列スルニ當リ我レヨリ要求スル所ノ諸
點ハ一々ナルヤ我レノ未ト聞知セザル所ナリ然レ
モ亦其レハ一々ノ新聞紙ニ東京日々新聞ナドノ數ニ
ハ載ルベシ我レ政府ガ支那政府ニ對シテ要求スル所ハ
在リテ人々兵及ビ日本兵ヲ互ニ相引キムスル事變
支那兵ヲ朝鮮ヨリ引揚ケテレバトコレヲ朝野爲野
黨所屬之邦トシテ同チ決定スルニハアラザル事又去年
十二月六日ニ支那ノ將官ガ兵ヲ率ヒテ日本公使ノ守衛
スル大關ヲ攻メ、ハ害ヲ不降ナル事變ニ付、我レ此
等將官ヲ處置スベキ事ト云フニ在リテ要求ノ次第ハ全
體ニ於テ少シク支那政府ガコレヲ承諾スルニ若シ
カバ、我レハ、ノアフラスト云ヘリ此結果ヲ伊藤大使ガ

○要求ノ程度ハ害厚ノ量ニ準ズ
今伊藤全權大使が北京ニ到リ清廷ノ全權大臣ト朝野
事變始末ヲ詳列スルニ當リ我レヨリ要求スル所ノ諸
點ハ一々ナルヤ我レノ未ト聞知セザル所ナリ然レ
モ亦其レハ一々ノ新聞紙ニ東京日々新聞ナドノ數ニ
ハ載ルベシ我レ政府ガ支那政府ニ對シテ要求スル所ハ
在リテ人々兵及ビ日本兵ヲ互ニ相引キムスル事變
支那兵ヲ朝鮮ヨリ引揚ケテレバトコレヲ朝野爲野
黨所屬之邦トシテ同チ決定スルニハアラザル事又去年
十二月六日ニ支那ノ將官ガ兵ヲ率ヒテ日本公使ノ守衛
スル大關ヲ攻メ、ハ害ヲ不降ナル事變ニ付、我レ此
等將官ヲ處置スベキ事ト云フニ在リテ要求ノ次第ハ全
體ニ於テ少シク支那政府ガコレヲ承諾スルニ若シ
カバ、我レハ、ノアフラスト云ヘリ此結果ヲ伊藤大使ガ

○其レ一價ヲ奉レバ今四朝事變ニ關シテ日韓條約ノ如
キモノ即チ是ナリ朝鮮ノ第一價ノ使節ヲ東京ニ送リ
二名ノ見送ヲ刑ノ十三萬圓ノ價金ヲ出スヨリ大ナルモ
ノアフラストノ趣意ハアフラス唯朝鮮ノ無資無力ナル
ヲ憐レ、勘定外ノ寬典ヲ以テ其罪ヲ免シタルノニ然ルモ
今朝野事變スルノ法ヲ以テ支那ニ對シ四百餘州ノ富我
レニ幾十倍スル者アルヲモ、我レ要求シテシテ不相當
ニ輕少ノモノヲラシメ、我レ甘受スルニ差支ナキモ
ノアフラスト云フハ我レ其何ノ爲メナルカト解スル
コト能ハザルナリ、今朝野事變タルヤ我レ日本國ハ被害
者ニシテ支那國ハ致害者ナリ、今我レ要求ヲ提出スルニ當
リ彼レコレヲ甘受スルヤセザルヤト問フニ及ハズ我レ
ハ先ツ我レ方案ヲ定メ直チコレヲ其致害者ニ要求スベ
キノコレヲ甘受スルニセザルトハ致害者其人ノ事ナ
リ我レ被害者ノ與リ知ル所ニアラザルナリ

○同卿代理 松方參議兼大藏卿、吉井宮内大輔は一昨
廿六日左の通仰付られたり

參議兼大藏卿伯爵 松方 正義
宮内大輔伯爵 吉井 友實

○宮内卿伯爵伊藤博文不在中時、被仰候事

○官廳彙報 一昨廿六日大藏三條實美、四條月傳に任
せられし得能通昌氏は同日印刷局會計主務を免せられ
印刷局長に申付られたり○大藏三條實美、三浦十郎、全
佐田清次、中村祐典（以上四條月傳下屬）大藏四條實
師失吹亨、全增岡康五、全藤山重良、以上三
條月傳（今七條平六）（四條月傳）の諸氏は一昨廿六日印
刷局長に申付られたり三條氏は印刷局會計主務を増岡氏は
同主務に同日免れ申付られたり○一昨廿六日東
長津野海軍少佐は今井海軍中佐の病氣引繼中、横須賀
守府軍法會議士長兼務に申付られたり海軍中佐柴山失入、
同少佐伊月一郎の兩氏は士官教育委員に申付られたり
たり○去る廿五日横濱三條實美官は會計院院長兼務を
免れ、兵頭三條實美官は會計院院長に申付られたり○
一昨日宮内卿少書記官藤見義信氏は全少書記官高辻修
長氏の不在中、明宮御用掛に申付られたり○警備府長任
用兼東京府長任御用掛長谷川義氏ハ一昨廿六日朝野
省に於テ同省長任御用掛一箇年手當金七十萬圓を御用
付らる東京府長任御用掛と命ぜられたり

○地位 故歩兵大尉磯林眞三ハ昨廿六日左の通仰付
成りたり

（廿七日官報）

故歩兵大尉正七位勳六等 磯林 眞三
朝鮮國公使館在朝中、其職ヲ繼グ功勞著カラス
且該國亂ニ關シテ、命ヲ命ジテ、供役雖然、至ニ付特旨
ヲ以テ從六位ヲ授け候事

○通商 島南商標少書記官向本海十兵衛ハ一昨廿六日
據着手、青森、秋田、山形、の五縣通商御用掛に任
じられたり

○通年賞金 東京府士族元通年賞金元通長は十一年
以上勤勞の功を以テ、年金三十一圓給與とる旨一昨廿六
日官報より通せられたり

○警備府長任御用掛 警備府長任御用掛藤見義信
國氏外、陸兵は同省に於テ去廿五日左の通仰付られたり

○其レ一價ヲ奉レバ今四朝事變ニ關シテ日韓條約ノ如
キモノ即チ是ナリ朝鮮ノ第一價ノ使節ヲ東京ニ送リ
二名ノ見送ヲ刑ノ十三萬圓ノ價金ヲ出スヨリ大ナルモ
ノアフラストノ趣意ハアフラス唯朝鮮ノ無資無力ナル
ヲ憐レ、勘定外ノ寬典ヲ以テ其罪ヲ免シタルノニ然ルモ
今朝野事變スルノ法ヲ以テ支那ニ對シ四百餘州ノ富我
レニ幾十倍スル者アルヲモ、我レ要求シテシテ不相當
ニ輕少ノモノヲラシメ、我レ甘受スルニ差支ナキモ
ノアフラスト云フハ我レ其何ノ爲メナルカト解スル
コト能ハザルナリ、今朝野事變タルヤ我レ日本國ハ被害
者ニシテ支那國ハ致害者ナリ、今我レ要求ヲ提出スルニ當
リ彼レコレヲ甘受スルヤセザルヤト問フニ及ハズ我レ
ハ先ツ我レ方案ヲ定メ直チコレヲ其致害者ニ要求スベ
キノコレヲ甘受スルニセザルトハ致害者其人ノ事ナ
リ我レ被害者ノ與リ知ル所ニアラザルナリ

○其レ一價ヲ奉レバ今四朝事變ニ關シテ日韓條約ノ如
キモノ即チ是ナリ朝鮮ノ第一價ノ使節ヲ東京ニ送リ
二名ノ見送ヲ刑ノ十三萬圓ノ價金ヲ出スヨリ大ナルモ
ノアフラストノ趣意ハアフラス唯朝鮮ノ無資無力ナル
ヲ憐レ、勘定外ノ寬典ヲ以テ其罪ヲ免シタルノニ然ルモ
今朝野事變スルノ法ヲ以テ支那ニ對シ四百餘州ノ富我
レニ幾十倍スル者アルヲモ、我レ要求シテシテ不相當
ニ輕少ノモノヲラシメ、我レ甘受スルニ差支ナキモ
ノアフラスト云フハ我レ其何ノ爲メナルカト解スル
コト能ハザルナリ、今朝野事變タルヤ我レ日本國ハ被害
者ニシテ支那國ハ致害者ナリ、今我レ要求ヲ提出スルニ當
リ彼レコレヲ甘受スルヤセザルヤト問フニ及ハズ我レ
ハ先ツ我レ方案ヲ定メ直チコレヲ其致害者ニ要求スベ
キノコレヲ甘受スルニセザルトハ致害者其人ノ事ナ
リ我レ被害者ノ與リ知ル所ニアラザルナリ

○其レ一價ヲ奉レバ今四朝事變ニ關シテ日韓條約ノ如
キモノ即チ是ナリ朝鮮ノ第一價ノ使節ヲ東京ニ送リ
二名ノ見送ヲ刑ノ十三萬圓ノ價金ヲ出スヨリ大ナルモ
ノアフラストノ趣意ハアフラス唯朝鮮ノ無資無力ナル
ヲ憐レ、勘定外ノ寬典ヲ以テ其罪ヲ免シタルノニ然ルモ
今朝野事變スルノ法ヲ以テ支那ニ對シ四百餘州ノ富我
レニ幾十倍スル者アルヲモ、我レ要求シテシテ不相當
ニ輕少ノモノヲラシメ、我レ甘受スルニ差支ナキモ
ノアフラスト云フハ我レ其何ノ爲メナルカト解スル
コト能ハザルナリ、今朝野事變タルヤ我レ日本國ハ被害
者ニシテ支那國ハ致害者ナリ、今我レ要求ヲ提出スルニ當
リ彼レコレヲ甘受スルヤセザルヤト問フニ及ハズ我レ
ハ先ツ我レ方案ヲ定メ直チコレヲ其致害者ニ要求スベ
キノコレヲ甘受スルニセザルトハ致害者其人ノ事ナ
リ我レ被害者ノ與リ知ル所ニアラザルナリ

明治十八年
（各條）

○其レ一價ヲ奉レバ今四朝事變ニ關シテ日韓條約ノ如
キモノ即チ是ナリ朝鮮ノ第一價ノ使節ヲ東京ニ送リ
二名ノ見送ヲ刑ノ十三萬圓ノ價金ヲ出スヨリ大ナルモ
ノアフラストノ趣意ハアフラス唯朝鮮ノ無資無力ナル
ヲ憐レ、勘定外ノ寬典ヲ以テ其罪ヲ免シタルノニ然ルモ
今朝野事變スルノ法ヲ以テ支那ニ對シ四百餘州ノ富我
レニ幾十倍スル者アルヲモ、我レ要求シテシテ不相當
ニ輕少ノモノヲラシメ、我レ甘受スルニ差支ナキモ
ノアフラスト云フハ我レ其何ノ爲メナルカト解スル
コト能ハザルナリ、今朝野事變タルヤ我レ日本國ハ被害
者ニシテ支那國ハ致害者ナリ、今我レ要求ヲ提出スルニ當
リ彼レコレヲ甘受スルヤセザルヤト問フニ及ハズ我レ
ハ先ツ我レ方案ヲ定メ直チコレヲ其致害者ニ要求スベ
キノコレヲ甘受スルニセザルトハ致害者其人ノ事ナ
リ我レ被害者ノ與リ知ル所ニアラザルナリ

○其レ一價ヲ奉レバ今四朝事變ニ關シテ日韓條約ノ如
キモノ即チ是ナリ朝鮮ノ第一價ノ使節ヲ東京ニ送リ
二名ノ見送ヲ刑ノ十三萬圓ノ價金ヲ出スヨリ大ナルモ
ノアフラストノ趣意ハアフラス唯朝鮮ノ無資無力ナル
ヲ憐レ、勘定外ノ寬典ヲ以テ其罪ヲ免シタルノニ然ルモ
今朝野事變スルノ法ヲ以テ支那ニ對シ四百餘州ノ富我
レニ幾十倍スル者アルヲモ、我レ要求シテシテ不相當
ニ輕少ノモノヲラシメ、我レ甘受スルニ差支ナキモ
ノアフラスト云フハ我レ其何ノ爲メナルカト解スル
コト能ハザルナリ、今朝野事變タルヤ我レ日本國ハ被害
者ニシテ支那國ハ致害者ナリ、今我レ要求ヲ提出スルニ當
リ彼レコレヲ甘受スルヤセザルヤト問フニ及ハズ我レ
ハ先ツ我レ方案ヲ定メ直チコレヲ其致害者ニ要求スベ
キノコレヲ甘受スルニセザルトハ致害者其人ノ事ナ
リ我レ被害者ノ與リ知ル所ニアラザルナリ

○其レ一價ヲ奉レバ今四朝事變ニ關シテ日韓條約ノ如
キモノ即チ是ナリ朝鮮ノ第一價ノ使節ヲ東京ニ送リ
二名ノ見送ヲ刑ノ十三萬圓ノ價金ヲ出スヨリ大ナルモ
ノアフラストノ趣意ハアフラス唯朝鮮ノ無資無力ナル
ヲ憐レ、勘定外ノ寬典ヲ以テ其罪ヲ免シタルノニ然ルモ
今朝野事變スルノ法ヲ以テ支那ニ對シ四百餘州ノ富我
レニ幾十倍スル者アルヲモ、我レ要求シテシテ不相當
ニ輕少ノモノヲラシメ、我レ甘受スルニ差支ナキモ
ノアフラスト云フハ我レ其何ノ爲メナルカト解スル
コト能ハザルナリ、今朝野事變タルヤ我レ日本國ハ被害
者ニシテ支那國ハ致害者ナリ、今我レ要求ヲ提出スルニ當
リ彼レコレヲ甘受スルヤセザルヤト問フニ及ハズ我レ
ハ先ツ我レ方案ヲ定メ直チコレヲ其致害者ニ要求スベ
キノコレヲ甘受スルニセザルトハ致害者其人ノ事ナ
リ我レ被害者ノ與リ知ル所ニアラザルナリ

○其レ一價ヲ奉レバ今四朝事變ニ關シテ日韓條約ノ如
キモノ即チ是ナリ朝鮮ノ第一價ノ使節ヲ東京ニ送リ
二名ノ見送ヲ刑ノ十三萬圓ノ價金ヲ出スヨリ大ナルモ
ノアフラストノ趣意ハアフラス唯朝鮮ノ無資無力ナル
ヲ憐レ、勘定外ノ寬典ヲ以テ其罪ヲ免シタルノニ然ルモ
今朝野事變スルノ法ヲ以テ支那ニ對シ四百餘州ノ富我
レニ幾十倍スル者アルヲモ、我レ要求シテシテ不相當
ニ輕少ノモノヲラシメ、我レ甘受スルニ差支ナキモ
ノアフラスト云フハ我レ其何ノ爲メナルカト解スル
コト能ハザルナリ、今朝野事變タルヤ我レ日本國ハ被害
者ニシテ支那國ハ致害者ナリ、今我レ要求ヲ提出スルニ當
リ彼レコレヲ甘受スルヤセザルヤト問フニ及ハズ我レ
ハ先ツ我レ方案ヲ定メ直チコレヲ其致害者ニ要求スベ
キノコレヲ甘受スルニセザルトハ致害者其人ノ事ナ
リ我レ被害者ノ與リ知ル所ニアラザルナリ